

各県市の産業廃棄物に係る税条例の概要

資料 4

(平成16年3月22日現在)

地方公共団体名	三重県・滋賀県	鳥取県・岡山県・広島県・青森県・岩手県・秋田県・奈良県・山口県・新潟県・宮城県()	北九州市
課税の概略図			
課税客体	産業廃棄物の中間処理施設または最終処分場への搬入	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場における産業廃棄物の埋立処分
課税標準	最終処分場への搬入 当該産業廃棄物の重量 中間処理施設への搬入 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	最終処分業者及び自家処分事業者
納税方法	申告納付	特別徴収(自社処分の場合は申告納付)	申告納付
特別徴収義務者	なし	最終(埋立)処分業者	なし
特徴	<p>排出者に直接排出責任を問うことで排出量削減に向けた自覚を促すことが期待できる。</p> <p>納税義務者数が膨大な数となり納税事務時の事務負担が大きいことや徴税コストがかさむことにより、免税点制度を導入せざるを得なくなる場合に公平性を失する。</p> <p>中間処理業者によるリサイクル等の推進が期待できない。</p> <p>中間処理に係る処理係数の設定等によっては、税制の仕組みがやや複雑になる。</p> <p>他県で最終処分に課税している場合、二重課税のおそれがある。</p>	<p>最終処分場への搬入量に応じた税負担を課すことにより、廃棄物の発生抑制と圧縮・再利用等の中間処理による縮減を促すことが期待できる。</p> <p>最終処分業者に限られるため、あえて免税点を必要とせず、全ての排出事業者に税負担を求めることができ、税の公平性が保たれる。</p> <p>特別徴収義務者の事務負担が生じる。</p> <p>中間処理業者から排出事業者への転嫁がうまくなされない場合、中間処理時点での廃棄物削減へのインセンティブは少なくなり、全体として発生抑制につながらない可能性がある。</p>	<p>排出事業者の排出責任は間接的に問うことになり、インセンティブは少なくなる。</p>

()宮城県は平成16年3月16日に県議会で条例案可決。